

京都市上下水道局告示第53号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和2年12月15日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

宇治市伊勢田町毛語5番地-302号
株式会社 池田工業所
代表取締役 池田 尚記

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

宇治市伊勢田町中ノ荒60番地18から
宇治市伊勢田町毛語5番地-302号に変更

(上下水道局下水道部管理課)